

令和8年度 豊田市立駒場小学校 いじめ防止基本方針

1 いじめの防止等についての基本的な考え方

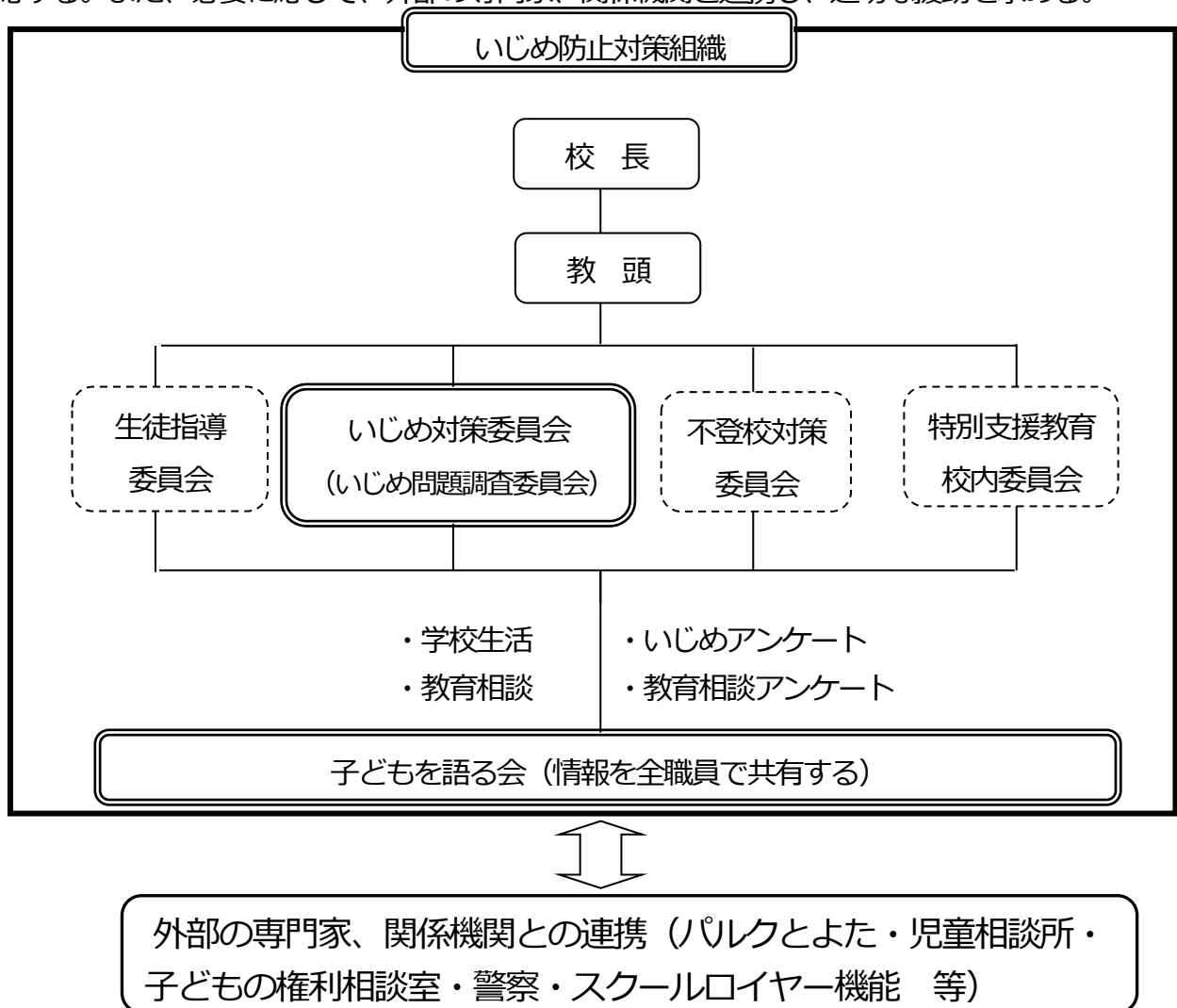
いじめは人間として絶対に許されない行為であり、同時に、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす行為である。また、どの児童も被害者にも加害者にもなりうる。だからこそ、児童が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、すべての教職員がいじめ防止等に取り組まなければならない。

これらの基本的な考えを基に、教職員一人一人がいじめの問題の重大性を正しく認識し、日頃からささいな兆候を見逃さないように努めるとともに、学校全体で組織的に対応していく。何より学校は、児童が教職員や周囲の友人との信頼関係の中で、安心・安全に生活できる場でなくてはならない。児童一人一人が大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりに取り組んでいく。

そうした中で、児童が思いやりの心や自己肯定感を育み、仲間と共に人間的に成長できる魅力ある学校づくりを進める。

2 いじめ防止対策組織

校内に「いじめ防止対策組織」として、「いじめ対策委員会」と「子どもを語る会」を設置し、いじめのささいな兆候や懸念、児童からの訴えを、特定の教職員が抱え込むことのないよう組織として対応する。また、必要に応じて、外部の専門家、関係機関と連携し、適切な援助を求める。



本組織は校長、教頭、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、教務主任、校務主任、学年主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、教育相談コーディネーター等で構成し、必要に応じて、担任等を加える。その他の外部専門家、関係機関とも連携をはかり、組織の構成を適宜工夫・改善できるようにする。

(1) 「いじめ対策委員会」の役割

ア 「学校いじめ防止基本方針」に基づく取組の実施と進捗状況の確認

- ・教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」や保護者対象の「学校評価アンケート」を実施し、学校におけるいじめ防止等の取組の検証を行い、改善策を検討していく。

イ 教職員への共通理解と意識啓発

- ・年度初めの職員会議で「学校いじめ防止基本方針」の周知を図り、教職員の共通理解を図る。
- ・いじめアンケートや教育相談の結果の集約、分析、対策の検討を行い、実効性のあるいじめ防止等の取組に努める。

ウ 児童や保護者、地域に対する情報発信と意識啓発

- ・学校だよりやホームページ等を通して、学校いじめ防止基本方針の周知やいじめ防止の取組状況、学校自己評価の結果等を発信する。

エ いじめへの対処（いじめ事案への対応）

- ・いじめがあった場合、あるいはいじめの疑いがあるとの情報があった場合は、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、正確な事実の把握に努め、いじめの解消にむけた指導・支援体制を組織する。
- ・事案への対応については、適切なメンバー構成を検討し、迅速かつ効果的に対応する。
- ・重大事態が起きた場合、直ちに「臨時いじめ対策委員会」を開催し、対応を協議する。なお、この場合「臨時いじめ対策委員会」は「いじめ問題調査委員会」を兼ねる。
- ・警察との連携が必要と判断した場合、また、判断に迷う場合は、パルクとよた担当指導主事へ連絡し、あわせて「いじめ対応相談票」を提出する。
- ・「臨時いじめ対策委員会」において犯罪行為が疑われたいじめについて、直ちに学校から警察署（生活安全課）へ連絡・通報し、適切に連携を行う。その上で、学校としていじめの再発防止のための指導・支援を継続して行う。
- ・いじめ解消の判断をする。

(2) 「いじめ対策委員会」の構成員

<教職員>

- | | | | |
|-------------|---------|----------------|-------|
| ○校長 | ○教頭 | ○教育相談コーディネーター | ○教務主任 |
| ○校務主任 | ○教育相談主任 | ○生徒指導主任 | |
| ○学年主任（担任） | ○養護教諭 | ○スクールソーシャルワーカー | |
| ○スクールカウンセラー | 等 | | |

※必要に応じて、保護者の代表や校外の専門的な知識を有する方を加える。

- | | | | |
|---------|------------|----------|---|
| ○主任児童委員 | ○学校運営協議会委員 | ○PTA 代表者 | 等 |
|---------|------------|----------|---|

(3) 「子どもを語る会」の役割

- ・教職員で児童の実態と指導方針の共通理解をし、いじめ問題に対して組織的に対応する。

(4) 「いじめ対策委員会」「子どもを語る会」の開催時期

- ア 学校全体の様子を把握し、いじめ防止等に努めるために、定期的に「いじめ対策委員会」を開催する。
- イ 毎月1回「子どもを語る会」を開催し、日常の児童の実態を教職員で共通理解し、対応策の検討や方針の徹底をする。
- ウ 緊急にいじめへの対処が求められる場合については、「臨時いじめ対策委員会」を開催する。

3 いじめの防止等に関する具体的な取組

(1) いじめの未然防止の取組

- ア 児童同士のかかわりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを進める。
- イ 日常生活の中で、児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 児童が自らいじめについて考え、主体的に行動できる取組を充実させる。
- エ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育（権利学習プログラム）の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- オ デジタル・シティズンシップ教育を推進し、児童がインターネットやSNSの正しい利用とマナーについての理解を深め、責任ある行動ができるようにする。
- カ 感染症などに関するいじめや偏見、差別をなくすよう学校全体で指導する。
- キ なかよし遊び等の縦割り活動を通して、人とのかかわりやそれぞれの役割を果たす経験をできるようにする。
- ク いじめの問題やその取組についての理解や協力を得るために、学校いじめ防止基本方針をホームページに掲載するなど、保護者や地域住民、事業者等に対して広報啓発を充実する。
- ケ すべての教職員が学校いじめ防止基本方針を共有し、いじめやその対応について正しく理解し、認識して教育活動に取り組む。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教師と児童と温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- イ いじめアンケートや教育相談、「先生たすけて」を定期的実施・活用し、児童の小さなサインの把握に努める。
- ウ 教育相談・いじめに関するアンケートを毎月実施し、教育相談を定期的（4月・5月・11月の年3回）と毎月必要に応じて実施し、小さなサインを見逃さないように努める。
- エ いじめの相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。
- オ 保護者向けのいじめに関するアンケートを定期的（6月、11月の年2回）に実施し、家庭での子どもの変化に気付くことができるように保護者と連携して対応する。
- カ 「いじめのサイン発見チェックシート（保護者用）」を学校ホームページに掲載し、保護者が早期発見できるようにする。
- キ 月に1回の「教職員チェックシート」による点検や年2回の「hyper-QU」の実施の結果から、学級の様子や個々の児童の様子を把握し、いじめの兆候の把握に努める。
- ク 教職員がいじめを発見し、又は児童や保護者から相談を受けた場合は、いじめ対策委員会に報

告し、組織的な対応をする。

ケ 教職員間で情報共有する「子どもを語る会」(全職員)を毎月1回実施し(8月を除く)、一人の判断で見逃したり、抱え込んだりすることがないようにする。

(3) いじめへの対処

ア いじめの発見・いじめの疑いがあるとの情報があった場合、担任、学年主任、生徒指導担当に連絡し、連絡を受けた者は、速やかに管理職へ報告をあげ、「臨時いじめ対策委員会」を開催し、組織的に対応する。

イ いじめを受けた児童の安全を確保し、対応する。

ウ いじめの状況について児童に聴き取りを行う際には、客観的な事実を把握するように心がけ、事実を正確につかむようにする。

エ 記録は、事実が正確に記録されるようにし、適切に管理・保存する。

オ いじめを行った児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。

カ 教職員の共通理解、保護者との連携、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家や、豊田加茂児童・障がい者相談センター等の関係機関との連携のもとで取り組む。

キ 対応が困難な場合などは、パレクとよたのいじめ対応支援チーム、心理や福祉の専門家からの指導・助言を受けるなど、豊田市教育委員会や関係機関等と連携し、適切な助言等を受ける。

ク いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、新たに生み出さない集団づくりを行う。

ケ 学校外で発生したいじめについて、放課後児童クラブなどの児童が所属する団体等である場合は、該当団体等と連携して対応、指導、見守りを行う。

コ インターネット上の名誉棄損行為等、犯罪が疑われるいじめ事案については、警察署とも連携して行う。

(4) いじめ解消の目安

いじめが止んだと判断できる状態でも、3か月を目安に十分な経過観察と適直面談等を行い「いじめ対策委員会」で最終的に「解消」と判断する。

<いじめが解消したと判断する目安>

- ・いじめに係る行為が止んでいること。
- ・いじめを受けた児童が、心身の苦痛を感じていないこと。
- ・いじめを受けた児童が、現在いじめはないと自覚していること。
- ・いじめを受けた児童の保護者が、現在いじめはないと判断できること。
- ・周りの児童や教職員から見て、現在はいじめはないと判断できること。

4 いじめの重大事態の疑いがある事案発生時の対応

(1) いじめの重大事態が疑われる場合は、速やかに教育委員会に状況を報告し、早期解決を図る。

その後、重大事態となった場合は、速やかに教育委員会に報告をし、適切に対応して早期解決を図る。

(2) 学校が事実に関する調査を実施する場合は、「いじめ問題調査委員会(いじめ対策委員会が兼ねる)」を開催し、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

(3) 調査の目的等については、いじめを受けたとされる児童やその保護者、いじめを行ったとされる児童やその保護者に対して説明する。

(4) 調査結果については、いじめを受けた児童やその保護者、いじめを行った児童やその保護者に対して適切に情報を提供する。

5 学校の取組に対する検証・見直し

- (1) 学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組について、取組の内容を振り返るとともに、児童や保護者、地域の方の意見を参考にした上で定期的に見直しを図り、実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめ防止に関する校内研修を行い、児童の実態や状況に応じ随時計画し、児童理解やいじめ対応に関する教職員の資質向上に努める。
- (3) 「学校いじめ防止基本方針」は4月に保護者へ周知するとともに、ホームページに掲載する。
- (4) 長期休業の事前・事後指導を行い、休業中のいじめ防止に取り組む。
- (5) 教育相談・いじめアンケートを毎月実施する。(20日頃)
- (6) 教育相談(4月・5月・11月)を実施し、教育相談を行う。
- (7) 教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」、「【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え」を年2回(6月・10月)、保護者対象の「学校評価アンケート」を年1回(11月)実施し、いじめ対策委員会で取組の検証を行う。
- (8) 学校自己評価・保護者対象の学校評価アンケートの結果をまとめ、学校の取組についての評価をもとにした見直しを継続する。

<参考資料 年間計画>

		いじめ防止対策組織	未然防止の取組	早期発見の取組	保護者・地域との連携
4月	P ↓ D	<ul style="list-style-type: none"> ○全職員による「学校いじめ防止基本方針」の内容の確認 ○教育相談活動の計画 ○いじめ対策委員会(17日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○児童、保護者へ相談室やSC等の活動を周知 ○学級開き、学年開き ○保健指導(心と体の成長) 	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ相談窓口の児童、保護者への周知(通信・HP) ○身体測定の実施 ○定期健康診断の実施 ○教育相談・いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談会(希望制) ○学校だよりやHP等で「学校いじめ基本防止方針」の説明・HPへ掲載
5月	↓	<ul style="list-style-type: none"> ○現職教育①「児童理解と学級づくり」 ○e-ラーニング(いじめ問題への対応) ○いじめ対策委員会(21日) 	<ul style="list-style-type: none"> ○なかよし活動(い学年交流) ○あいさつ運動開始(年間) 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談・いじめアンケート ○hyper-QU実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○公開授業 ○学校運営協議会
6月	C ↓ A	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会(18日) ○教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証 	<ul style="list-style-type: none"> ○道徳教育(人権) 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談・いじめアンケート ○教育相談週間 	<ul style="list-style-type: none"> ○公開授業 ○PTA 学校保健委員会 ○保護者向けいじめアンケートの実施
7月	↓ P	<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ対策委員会(16日) ○hyper-QUブロック別研修 	<ul style="list-style-type: none"> ○子どもの権利学習プログラム学習 ○なかよし活動 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育相談・いじめアンケート 	<ul style="list-style-type: none"> ○個別懇談会
8月	↓ D	<ul style="list-style-type: none"> ○中間評価→検証 ○現職教育②(バブル) ○現職教育③(hyper-QU) 			

9月	C ↓ A ↓ P へ	○いじめ対策委員会(14日) ○全職員による「学校いじめ防止基本方針」をもとにした対応の点検	○なかよし活動	○身体測定の実施 ○教育相談・いじめアンケート	○公開授業
10月		○いじめ対策委員会(22日) ○教職員による「点検と見直しのためのチェックシート」の実施→検証	○デジタル・シティズンシップ教育 ○なかよし活動	○教育相談・いじめアンケート	○学校運営協議会
11月		○いじめ対策委員会(19日)	○hyper-QU 実施 ○なかよし活動 ○福祉実践教室	○教育相談・いじめアンケート ○教育相談週間 ○hyper-QU 実施	○保護者への学校評価アンケート ○保護者向けいじめアンケートの実施
12月		○いじめ対策委員会(17日)	○人権週間(いじめ防止の標語づくり) ○赤い羽根募金活動 ○なかよし活動	○教育相談・いじめアンケート	
1月		○いじめ対策委員会(12日) ○全教職員による「学校自己評価」の実施→検証	○保健指導(命の大切さ) ○お年玉募金 ○なかよし活動	○身体測定の実施 ○教育相談・いじめアンケート	
2月		○いじめ対策委員会(18日) ○保護者アンケートの結果を検証し、「基本方針」の見直し	○なかよし活動	○いじめアンケート	○学校運営協議会委員への学校行事・授業の公開 ○個別懇談会
3月		○学校関係者評価の結果を検証し、「基本方針」の見直し ○いじめ対策委員会(15日)	○6年生を送る会	□文科省「生徒指導上の諸問題調査」によるいじめ調査 ○教育相談・いじめアンケート	○学校運営協議会やコミュニティ・スクール連絡会議で学校の取組を報告
通年		○校内のいじめに関する情報の収集、共有(子どもを語る会) ○対応策の検討 ○伝達講習を定期的に行う(OJT)	○子どもを語る会 ○集会における校長講話 ○道徳教育、体験活動の充実 ○分かる授業の充実 ○デジタル・シティズンシップ教育の推進(年3回以上実施) ○SCによる校内研修 ○あいさつ運動	○健康観察の実施 ○SCによる相談	○あいさつ運動(前後期各1回) ○防犯パトロール ○学校ホームページに「いじめのサイン発見チェックシート(保護用)」を掲載 ○放課後児童クラブとの情報共有 ○SSWの巡回訪問相談